

〈史料紹介〉奈良原繁『欧米巡廻日記』(一)

坂口洋幸
小野純子

はじめに

本稿は、令和六(二〇二四)年に当館へ寄贈された奈良原繁関係資料のうち、『欧米巡廻日記』の一部を翻刻して紹介することで、今後の研究の基礎資料を提供することを目的とする。当館は、一般社団法人日本航空協会文化情報室航空遺産継承基金事務局から奈良原繁関係資料の寄贈を受けた。奈良原繁の次男・三次は、「日本民間航空のバイオニア」と呼ばれ、明治四十四(一九一一年)に、埼玉県所沢で「奈良原式二号」を設計し、日本初の民間の動力飛行に成功している。日本航空協会航空遺産継承基金では、航空遺産には直接関係しない資料を博物館等に寄贈しており、奈良原繁に関する資料は出身地である鹿児島へという¹⁾ことで、当館に寄贈の申し出があった。

受け入れた資料には、奈良原が福島県安積疎水への出張を命じられた時の辞令や、静岡県令・沖繩県知事に任命された辞令、土地の整理事業を行うにあたり沖繩県土地整理事務局を設立し臨時の事務局長官になった時の通達など、奈良原の地方行政官としての履歴を具体的に裏づける事実が確認できる²⁾。

『欧米巡廻日記』は、そのうちの一つである。幕末より、日本人による欧米視察・洋行は、薩摩藩留学生や岩倉使節団をさきがけとして各分野に広がり、明治時代には近代化政策とも結び付きながら、長短さまざまな渡航が行われた。奈良原は、明治二十一(一八八八)年七月から、日本鉄道会社社長として欧米への視察を行ったが、具体の行動や観察内容を連日記録した一次資料は限られており、本資料はその空白を補う可能性をもつ。

本資料の特色は、奈良原が日本鉄道会社社長という鉄道経営者の立場から、鉄道そのものだけでなく、鉄道を支える港湾・運河などの周辺施設の整備に着目し、見聞を記している点にある。加えて、奈良原に関する研究は鉄道史・土木史・沖繩県政史など分野ごとに扱いが分かれ、人物像が断片化しやすい。本資料は、これらを横断して検討するための手がかりとしても位置付けられる。

一 奈良原繁の略歴

奈良原繁について、その多くは大正時代に記された伝記『南島夜話』³⁾に依拠して語られることが多い。以下では、同書の記述を参照しつつ、その来歴を簡略に整理する。

奈良原繁は、天保五(一八三四)年鹿児島城下高麗町に、藩士奈良原彬(助左衛門、高百三石、代々小番)の三男として生まれた³⁾。幼名、三次、のち喜八郎、幸五郎と名乗る。兄・喜左衛門は、生麦事件でイギリス人を斬り付けた人物として知られる。大久保利通らとともに精忠組(誠忠組)に属し、文久二(一八六二)年の寺田屋騒動では有馬新七ら尊攘派志士たちの弾圧のため、大山格之助(綱良)らとともに鎮撫使として送り込まれた。慶応二(一八六六)年の薩長同盟会合の場では小松・西郷・大久保らとともに同席するなど、島津久光の側近として活躍した。明治維新後は内務官僚として各地の行政に携わり、静岡県令、のち沖繩県知事を歴任した。沖繩県政における事績は『南島夜話』および『沖繩県史』に詳しく述べられている。奈良原は県知事として、教育(皇民化)、土地整理、港湾施

設の整備を自ら「三大事業」と位置付けて主要な施政とし、沖縄開発の近代化を推進した。また、『琉球新報』の発刊に加わり、沖縄県農工銀行設立・食品加工会社の設立にも寄与するなど、沖縄の経済発展に関わった。しかし、専政的な県政の運営と中央での藩閥批判が加わり謝花昇じやなはならの運動をひきおこし、その強大な権力や圧政から「琉球王」の異名をとった。県知事退任後も三ヶ月間沖縄に滞在し、自身の銅像完成除幕式に参加した。

二 資料の構成

『欧米巡廻日記』（以下、『日記』）の構成と資料としての位置付け、奈良原の洋行の背景について確認する。

資料の形態は、袋綴本一冊（法量：十六・五×十一・八cm、厚さ二・五cm）（全一・一六丁）である。内容は明治二十一年七月八日から二十二年三月十日までの約九ヶ月間の出来事が記されており、冊子の後半四十丁ほど空白の紙面を残している。本稿では、そのうち明治二十一年七月から八月二十三日までの期間の内容を紹介する。

奈良原が海外巡回を願いだした経緯については、『明治二十一年公文雑纂』に記録が残っている^③。これにより、公的手続を経て渡航した事実が確認できる。

そして『南島夜話』『系譜略記及官歴』には明治二十一年七月八日に「欧米諸国鉄道事業取調之為洋行」とある。同書本編の一〇六〜一〇九頁には、西洋では鳳凰（実際は駝鳥）が馬車を曳くと西郷従道に説明した戯れの手紙やアメリカ大統領に対して大言壮語をしたなどという逸話が一部紹介されており、鉄道関係の調査・視察というよりは、東北地方での疎水事業の経験から水利への興味が主の「漫遊」であったなどの評価が記されている。

『南島夜話』は、本人からの聞きも含めた記録とされ、時代的にも作者の主観が入り、人物譚を中心とした断片的な事績や美談が描かれる。一方、『日記』には

芝居見物など「漫遊」と称せられるような記事も多いが、水利関係も含めた鉄道経営に資するための本人なりの細かな観察眼が読み取れる。本資料は「洋行」に関する奈良原本人による詳細な記録として位置付けられる。

『公文雑纂』には、許可された「海外巡回」は「凡一箇年半」とあるが、明治二十二年三月十一日以降の記事は見当たらず、旅の途中で記録は終わる。また『日記』本文も「先づ昨年七月八日ヨリ本年本月本日マデ日記ノ打留、千秋万歳、目出度可祝」と締めくくられている。別冊の記録があるのか、または途中で記して、以後は筆を擱いてしまったのかは不明である。

しかし、途中で終わっているとはいえ、ヨーロッパの文化や風俗の見物、同時期に渡欧していた邦人たちとの交流、時には和歌を交えながら、見聞き知った物事の興味関心が各所に散りばめられており、一官僚の目から見た欧米の姿を知る一つの素材となり得る。本史料を紹介することで、これまで空白だった奈良原の洋行記録を記したものととして、今後の明治時代の外交研究の一端になれば幸いである。

本稿では、日本を発つてからヨーロッパ到着までの記事を紹介する。なお、明治二十年代前半に渡欧する航路として一般的だったのは、イギリスやフランスの汽船を乗り継ぎ、スエズ運河経由で地中海側へ抜けるルートで、『日記』に現れる地名も概ねこれに沿っている。

三 史料紹介

例言

- 一、本稿は『奈良原繁欧米巡廻日記』を原本とし、全一・一六丁のうち、冒頭から十六丁（明治二十一年七月八日〜八月二十二日）までを翻刻する。
- 一、日記の体裁をおおよそ次のように整理した。

ア 字体は原則、常用漢字を用いた。ただし「廿(二十)」、「卅(三十)」は、原本のまま表記した。

イ 原注や日記中の異筆・補筆は、原則として「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。

ウ 適宜、読点「、」や並列点「・」を挿入した。

一、日記の日付ごとに一行あけて、読みやすいようにした。

一、原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示し、判読不能な文字については、■で示した。

一、編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。

一、割書は、へ ー で囲んだ。

一、日記中の地名や人名に付されている朱引は、全て省略した。

(表紙)

「明治二十一年七月

欧米巡廻日記

奈良原」

○明治二十一年七月十一日神戸ヨリ来信

七月八日 午前九時、仏国郵船アナデーヤ号ニテ横浜港出帆、海上大平和、誠ニ愉快ニ、今九日午前十一時神戸着、明日正午十二時出帆ノ筈ニ候間、御安神被遣度候、

●横浜発船ノ折ヨミシ歌

○異国(ことくわい)の旅路なればや老の身も

おさな心の別をそする

七月九日

二日、宅ニテ跡祝、賑カニテ候ハント存候、

○同七月二十日上海ヨリ来信

七月十日 正午十二時、神戸出帆横浜、出船ノ時ヨリハ今一層洋行ノ心持ニ成候、海上誠ニ平和、四国ノ外ヲ外ヲ乗り候事トバカリ存候処、下之関マデ瀬戸内ヲ通り、浪ハ静ニ船ハ大キク、終日松島見物ニ参リシ心持ニテ面白ク通行致候、夜半過船中騒立候間、甲板ニ出デ候処、日本船一艘ヲ乗沈メタリ、シカシ人ハ三人共助ケタリ、一人、右手ヲ折リタル故哀ニ堪ヘズ、金ドモ遣セリ、下之関近辺ニテ端船ニテ下ロシタリ、夫ヨリ間モナク玄海洋ニ出デ、夕刻ニハ九州中国ノ山更ニ見ヘズ、海上ハ同ジク平和ナリ、夜半ヨリ霧深クシテ暫時船ノ進行ヲ止ム、夜半過大雨ナレドモ風ハ全クナシ、夜明前ヨリ雨止ミ、船モ進行十時頃マデハ霧晴レザリシガ、十二時頃ヨリ又々晴天白日トナリ、少シモ風波無之誠ニ静ナリ、日本地ノ航海ニテモ此様ナ静ナル事ハ一度モ無之、繁如クノ船上戸ニ如此ノ天幸ヲ与フルハ仕合過トモ云フベキカ恐入外ハ無之候、明日中ニハ上海へ着ノ筈故、何レヨリカ一書差出スベクト昼寝ノ間ニ石筆ニテ認め遣候間、竹殿暇ノ時ヨリ認め直シ、姉様方ヤ其他参ラレ候御方々へ御覽ニ御入レ給ハリ度候、皆々殿暑氣御痛ミナキ様祈リ参ラセ候、以上、

七月十二日

書添、此節ノ同船、我々共四人外ニ先日申遣候人々六人、皆諸生ノ若キ人ナリ、合セテ十人ナレバ、食事ヲ仕舞ト五人ヅ、双方ニ別レ、船ノ綱引ガ初マルヤラ、走りクラゴフ^(竊)ヲルヤラ大騒ナリ、船ノ長サ七十間ニ少シ不足故、端ヨリ端ヲ歩スレバ一丁余ナリ、故ニ一向船ノ退屈ヲ覚ヘズ。早朝カヒチヤ^(ヒヒ)。牛ノ乳。パン。玉子。朝食事「九時ヨリ十一時マデノ間」。肉物并酒数品。一時又朝の通ニテ。肉物三、四品。葡萄酒。夕六時晚食事一番ノ大御馳走ナリ、毎日如此ニテ誠ニ結構ノ御馳走故、漸ク四、五日ノ間ニ襟飾ガ短クナルヤラ靴タビガハマラナクナルヤラ大騒ナリ、帰朝ノ時ハ大達ノ弟トデモ云フ位ニナルベクト我ナガラ驚キ入申候、御一笑給ハルベク候、

十二日

今晚「十三日」未明、上海川口へ着、吳松ノ砲台前ニテ小蒸氣船へ乗移リ上海へ着。時間ニテ上陸、領事館へ参リ日本宿屋へ案内ヲ請、同船十人同宿、則チ日本飯ノ注文致シ、只今仕舞タル処ナリ、音ニ聞ヘシ上海ナレバ随分立派ニテ船ノ多キニ驚キタリ、併シ其晝甚敷、昨日頃ヨリ襦絆ノ千ル間無之、是計困果候、尚追々可申遣下右ノミ書添候也、

七月十三日

尚々、明朝当港出航三昼夜ニテ香港着ノツモリナリ、

○八月四日 香港ヨリ来信中

別紙ニ上海城内ノ事ヲ跡ニ申遣ト記セシガ、今日中村氏ノ出船十二時ニナリシ故、一筆其形勢ヲ記シ差遣候、

今ヲ去ル百年内外ノ頃、日本ヨリ海賊船ヲ仕立テ上海辺へ上陸、猥リニ人民ヲ侵シ財宝ヲ掠ムルヲ以テ業トス、為ニ土人安堵ノ思ヲ為ス能ハズ。鹿兒島ニテ人ニイタツララスルコトヲ「和役」ト云ヒ。人ノ食物ヲ奪テ喰フコトヲ「バ、ン」ト云フ、

是皆其頃ノ言葉ナリト。○「バ、ン」ハ船ニ八幡大菩薩ト云フ旗ヲ立テ来ル故、八幡ヲ其頃支那ニテ「バ、ン」ト唱ヘシト。○「和役」ハ大和ノ軍ト云フコトナルベシ、此度始メテ其実証ヲ見タリ、故ニ是ヲ防ガン為メ上海ノ郭中周圍六里ノ城ヲ築キ「皆煉化石ナリ」、此内ニ人民ヲ集メ商売ヲナサシメ、海賊ノ来ル時ハ門ヲ鎖シテ是ヲ禦シ由、今之ニ備ヘシ鉄砲ナド残り居レリ、日本人民モ秀吉バカリニ無之、蒸氣船ニ乘リテサハ随分難渋ナル波濤ヲ、艦船位ニ乘リテ支那ニ海賊ヲ為ストハ、悪事ナガラモ其頃日本人ノ大胆思フベシ、城内ニ入りテ其有様ヲ見ルニ、僅カ三四尺ノ道路ニ左右皆ナ店ニテ実ニ不潔ヲ極メ、糞モ小便モ味増モ食物モゴタマゼニテ其臭氣甚敷、昼過ノ炎暑ニ右臭氣ヲ加ヘ実ニ氣色ヲ損ズルニ至レリ、暫時通行ノ間見テスラ如此、況ンヤ生涯此内ニ居テ生計ヲ為ス者ヲヤ、人ニ天賦ノ得失アルヲ実見シテ色々ノ想像ヲ起シタリ、然レドモ支那人ノ能ク物ニ堪ユルハ又驚クニ堪ヘタリ、此堪忍ヲ以テ見ル時ハ蘇武ガ十九年ノ辛抱位ハ何ンデモナキ事カト想像致候、御一笑給ハリ度候、

○八月四日香港ヨリ来信「七月十七日発」

七月十四日 午前十時、上海ヨリ小蒸氣船ニ乗込、本船サガリエン号マデ一時半ニテ着、十二時当処出船、四、五里モ来リシカト思フトキ、遙ニ数艘ノ汽船来ルアリ、近付ニ依テ是ヲ見レバ、我方中艦隊ノ高千穂、浪速、扶桑、筑紫、金剛、海門、ノ六艦ニテ、日ノ丸ノ旗標ヲ立テ列ヲ正シ高浪ヲ蹴立テ進入スル形勢実ニ勇マシク、船中日本人一同ハ無論、外国人マデモ皆甲板ニ出デ帽ヲ抜キ手ヲ打テ是ヲ祝ス、繁生レテ六十歳近クニナレ共、如此愉快ノ心持ヲ覚ヘシハ初メテナリ、嬉サノ余リ覚ヘズ落涙ヲ催セリ、年ハ五十有余ニナリタレトモ、右軍艦ノ勢ヲ見テ浦山シサ究マリナシ、御推計被遣度、双方充分ノ蒸氣ヲ立テ行違フ船ナレバ、程ナク影ヲ上海灣ニ隠シタリ、夫ヨリ四十里内外走りテ、漸ク上海口ノ泥浪ヲ離レタリ、本日夕刻ヨリ浪風荒ク「横浜ヲ発シテヨリ初メテ

船ニ乗リタル心持セリ、夜ニ入りテ益甚敷、船ニ強カラヌ人々ハ食事処ニ無之、誠ニ困難ヲ究メタリ、夜明前頃ヨリ雨マデ降り出、風愈烈シ、上海・香港ノ間イツモ浪荒ラキ処ノ由、船將云フ、台湾辺ヨリ日本海辺ニ余程大風ニテモ吹きシナルベシト、

七月十五日 夜明ヨリ雨ハ止ミタレドモ、風ハ尚強ク高浪甲板ヲ越スニ至レリ、併シ我輩ハ平氣ノ平左衛門ニテ、一度モ食事ニ御欠席不被遊、今朝ノ会食ニ出シ者僅ニ外国人三人、繁マデ四人ナリ、昼過ヨリ風波漸ク和ラギ、昨晚ヨリ弱リタル船客モ皆々甲板ニ出テ、各困難ノ事情ヲ咄ス、今晚終夜平和ナリ、

七月十六日 快晴平和、今晚明方マデニ香港ニ着スト云フ、早朝ヨリ甲板ニ出テ、所持スル処ノ書類尽ク一見ヲ終ル、

七月十七日 午前四時香港へ着、夜ノ明ルヲ待チテ港内ニ入ル〔碇泊船ノ多ケレバナリ〕、当処一番ノ香港ホテルニ宿ス〔五階六階ノ煉化石造ニテ目ヲ驚カセリ〕、昼頃ヨリ市中并ニ公園ヲ見物ス、本日三時領事館ヨリ招ヲ受ケタリ、参リ見レバ中村蘭公使夫婦只今着シタリトテ一処ニナリ、日本料理ノ馳走ニ預レリ、中村氏ノ妻君ハ昔ノ小鈴ト云フ人ニテ久々ニテ、逢ヒ古キ咄ドモ致シタリ、簡様ノ処ニテ知人ニ逢フハ誠ニナツカシキ者ナリ、其上日本へ帰ル人ト云へバ尚更ノ事、帰リノ上ハ是非我事ノ家へモ参ラレヨト申置タリ、必ズ着ニナレバ参ラレ候事ト存候間、直話御聞ナサレ度候、昔シ見シ面影ニチツトモ変ラズ、日本人ニテモ最早此人達ノ西洋服ハチツトモ西洋人ト変ル事ナシ、能ク小清ドノニ似タレバ、清ドノモ服ハ能ク似合ハレ候事ト御察シ申入候、色々ト申遣度事モ候へ共、明日ノ出船ト申事故、取敢へズ一左右ノミ申遣候、矢張竹殿暇ノ時、此手紙モ奇麗ニ清書致シ置カレ度、繁ノ事故、日記モナケレバ何ノ書留モ無之故、後日ノ見合ニ幾分カナリ可申事、上海城内ノ事ヲ申遣ハシ度ト存候へ共、

チト面倒故、跡ニ申遣ハスベク候、船ノ動揺ハ少シモ恐ロシク存ゼズ候へトモ、暑サニハ誠ニ閉口ナリ、御察シ給ハリ度候、尚フ後音可申遣候、以上、横浜ヲ発シテヨリ香港へ着ノ今日ニテ十日ニナリタリ、

七月十七日

● 昨晚月ノ出ケレバヨメル、

○ くる船のほつなにかゝる月ならて

寄る友もなき波の上かな

月ハ千秋ノ友ト云フ事ヲ思出テ、

二日、我々ノ船明後十九日十二時ノ出船ノツモリナリ、是ヨリ暫ク便ナカルベシ、皆々暑氣ニ当ラヌ様、用心有之度、良ドノハ尚更氣ヲ付ケ可被申候、

○ 十月四日巴里ヨリ来信〔八月廿二日発〕

〔スリレ〕

七月十九日 晴天、本日十二時香港出帆海上平和ナリ、当港ヨリハ支那人ノ船客大勢乗込ミタリ、当近海ハ左右小島多シ、今宵月ノ出ケレバヨメル、

○ おもふねハ今宵の月を日の本の

筑波の山にかけて見るらむ

当港ニハ山上ニ一條ノ鉄道ヲ設ケ、納涼ニ出ル人ニ便ヲ与フ、其山タル東西僅ニ一哩位ノ処故、鉄道ノ間数ハ僅々ノ間ナレトモ、其絶頂ニ蒸気機械ヲ設ケ鉄鎖ヲ以テ引上ル事ニ仕懸タリ、一寸見タル処ニテハ誠ニ急ナル様ナレドモ、乗リタル人ニ問へバ、外ヨリ見シ様ニハ無之由、其設立方ハ同地人民ニテ会社ヲ組、株金ヲ集メテ資本トセシ由、今ニ至テハ株金ノ直段払込金ヨリ四、五割モ

高シトノ咄ヲ聞ケリ、

七月廿日 晴天、本日久々ニテ船ノ塩湯ニ入り月代并髪ヲツミシ処、一入心持清涼ヲ覺ヘタリ「湯ハ塩風呂ナレドモ、朝ヨリ幾度ニテモ入ラレ、髪ツミ・ヒゲ剃ハ誠ニ上手ノ人居リ、何一ツ不自由ナシ」、今晚夜ニ入りテ益涼シク大ニ仕合ヲ得タリ、又一首ノ歌ヲヨメリ、

○名もしらぬ大海原を行くも

夢に帰らぬ夜はなかりけり

七月廿一日 晴天、夜明ケタレバ陸地見ユ、是ハ平安トカ云フ処ノ山ナリト、今日ナドハ平和ニテ疊ノ上ニ居ルト同様ナリ、毎日く難有仕合ナリ、是ハ繁カ兼テ信神家ニテ、浅草ノ観音様へ奉納セシ大砲ノ御利益ナルベシト、遥拝スルノ外ハナシ、

七月廿二日 晴天、本日モ平和ニテ明方西貢ノ川口ナル小島へ船ヲ留ム、此山上ニ砲台アリ、十七、八年前此処ヲ守ル番人三、四人虎ニ噛ミ殺サレタリト其塚山上ニ有之候由、シヤムナド、云フ国ハ此近方ノ由、家作并ニ山ノ有様ナド能ク日本ニ似タル処多シ、此辺ハ山ニ尾長猿沢山ナル由、高山ハ更ニナク、只沼地ノ広幾百里ト云フ事ヲ知ラズ、其沢地ニハ如此者ノミ生テ、其高サ四、五間モ有之、能ク見レバ椰子ノ類ナルベシ「(絵ハ略ス)」、又此沢ヨリ鶴ノ数十羽飛出タルヲ見ル、田地ハ日本ノ三月頃ノ有様ニテ早苗ノ生ジタルヲ見ル、二度時ナランカ、耕作ハ皆水牛ヲ仕役スルト見ヘ、水牛ノ多キ事日本ノ犬ノ如シ、本日十二時過西貢へ着ス、直ニ上陸当処ノホテルニ投宿ス、市中公園動物園ヲ見ル、珍ラシキ物ハ尾長猿ノ其大サ良殿ニ少シ小シ、面色ハ真黒ニテ実ニ気味ノ悪キ姿ナリ、其外大ナル鰐二疋、是モ珍ラシキ物ナリ、夕刻宿屋へ帰ル、当処

ハ旅宿不潔ニシテ実ニ困メリ、

七月廿三日 晴天、十二時西貢出發、海上誠ニ平和、毎日々々茫々タル蒼海ノミニテ、耳目に触ル、物トテハ更ニ無之、昼過夕立ノ降りケレバ狂歌ヲ読ル、

○かきりなき大海原の中にしも

岩屋松平のある世なりけり

七月廿四日 同断ニテ記事ナシ、

七月廿五日 晴天、本日午後二時新嘉坡ニ着ス、当港ハ畝傍艦ノ比港ヲ発シテヨリ行衛知レズト聞居シニ、今日此港ニ着テ一入残念ニ思ハレ、第一ニハ日本ノ御損失、第二ニハ乗込人ノ不憾且ツ遺族ノ人々ノ秋傷、何如バカリト航海中ノ身ノ上一人哀レニ思ハレテ、

○畝傍丸行ふしれずを夢にして

帰り来る日を祈りこそすれ

当港モ船棧橋へ横付ケナレバ直ニ上陸、馬車ニテ旅宿へ着、市中公園ヲ見物ス、当地ハ余程鹿兒島ニ似タル事多シ、屋敷ノ周圍ハ皆金竹ヲ植へ横ニ割竹ヲ以ニケ処ヲ結境界トナセシナド、能似タル事多シ、当港ニハ日本婦人ノ来リ居ル者二百人モ有之由、是ハ上海・香港辺ヨリ追退ラレテ此辺へ参リシナリト、当処ハ藤ノ沢山ナル処ノ由ニテ売ニ来リシ故、杖ヲニ、三本買入タリ、又江ノ島ト能ク似テ珍ラシキ貝売ヲ船五、六艘ニ積テ売ニ来レリ、

七月廿六日 晴天平和、今日午前十時当港出船、小キ島ノ間ヲ抜ケテ大洋ニ出ヅ、

外ニ記事ナシ、

七月廿七日 久々振ニテ雨、今朝一村ノ雨降り大ニ涼シクナレリ、此四、五日いろは文庫ヲ見ル、

七月廿八日 晴天、今曉ヨリ風波急ニ起リ、空ハ晴タレドモ船大ニ動揺、船弱ノ人々ハ大ニ迷惑ス、本日二艘ノ蒸気船ヲ見ル、夜ニ入りテ尚風強クシテ窓ウツ波ノ荒ケレバヨメル、

○終夜頼ミに思ふ夢ささえも
まじうつ波に見むすべそなき

七月廿九日 雨天、今朝風波ノ荒キニ雨サヘ降り出タレバ如何ト、思ノ外十一時頃ニハ天気快晴セリ、然レトモ風波ハ益強ク、二時頃ハ高浪甲板ヲ越スニ至レリ、夜ニ入断、

七月卅日 本日モ同ジク風波烈シク、既ニ三昼夜ノ動揺ニテ、皆々大ニ弱リタリ、繁ハ熱ノ心配ノミナレバ、風サヘ強ケレバ暑サノ憂ナキ故、誠ニ難有ケレドモ、船ニ酔フ人々ノ難義ヲ見テソウモ云ハレズ御ツキ合ニ、モウ風モ止メバ能イノニト位アイサツ致シ居リス、

七月卅一日 晴天、今朝少シ風和ラギ、午後二時過西蘭へ着、直ニ上陸公園并市中ヲ見物ス、英国陸軍ノ訓練アリ、爰ハ釈伽ノ居リシ処トテ其寺ヲ見ル、淺草ノ觀音様ニ比ブレバ、誠ニ僂末千万ナル者ナリ、其上乞食多クシテ錢ヲネダル事甚シ、余リ五月蠅キ時ハ大ナル声を出シテ叱ルト驚キテ来ラズ、樹木ハ多ク木綿ヲ植ヘタリ、我ガ日本ノ琉球ナドニ植ルニ的当ノ者ト見請タリ、当港ニ第

一感シタル者ハ港口ノ堤防ナリ、深サハ大艦ヲ繋ギ、海ハ最モ荒クシテ吹続ノ怒濤ヲ受クル処ニ、長サ八、九町モアル堤ヲ築ケリ、高サ至テ低ケレドモ、其水底ノ工事不一方思ハレタリ、静岡ノ清水港ニ如此ノ堤防ヲ築カンニハ、日本第一ノ良港ナルベシト思ハレタリ、

八月一日 晴天平和、本日ヨリ八昼夜ノ航路、本日未明西蘭出發、何モ記事ナシ、
八月二日 晴天平和、本日夕刻ヨリ雨降りテ大ニ涼シ、

八月三日 晴天平和、余リ毎日々々天気ニテ、晴天々々ト記スニキマリ悪シ、

八月四日 又晴天平和、本日夕刻ヨリ風波起ル、

八月五日 晴天、早朝ヨリ風波烈シク、朝ノ食事頃ニハ殊ニ甚シ、終日同断ニテ夜ニ入テ益烈シ、

八月六日 晴天、本日モ同ジク風波止マズ、早朝甲板ニ上リ見レバ、氣ノ毒千万ナル事ニハ、此船ニ便セシ支那人十人計、甲板ニ住居ヲナセシニ、忽チ怒濤船ノ表ヲ打越シ、右支那人ノ頭上ヨリ落懸シニゾ、一同濡鼠ノ如ク、夫ニ荷物ハ流ル、其混雜一方ナラズ、船中日暮ノナキ折柄ナレバ、皆々見物シテ大笑致シタリ、

此海上西蘭・コロンボヲ出シヨリ、マデ直マデ日本里数ニテ千里余、八昼夜ノ航路ナレバ、何レヲ見テモ雲水ノミニテ一疋ノ鳥ダニ見ヘズ、毎日ノ事ナレバ書見ニモ飽キ果テ、船客一処ニナリテモ、同ジ人計ニテ珍ラシキ咄モ無之、実ニアグミ果タリ故ニ、又一ツノ都々一出来タリ、

○ひにち毎日波路に迷ひ今は弓おれ

矢もつきる

本日余り淋シケレバトテ、加藤時二郎ト云フ人、(京橋区ノ医者ナリ)、数枚ノ写真ヲ持出セリ、是ハ吉原ノ芸娼妓ヲ初メ、柳橋・新橋・芳町・日本橋・其他ノ別品ヲ写セシ者ナリ、外国人モ皆々群ツテ之ヲ見ル、取々評判初マリ終ニ新橋小雪ヲ以テ第一等ト定マレリ、横浜ニテ井上殿ヨリ新橋別品ノ写真ヲ贈ラレタレドモ、持出モキマリ悪ク、其儘仕舞置ケリ、毎日是等ノ事ニテ日ヲ暮シヌ、其様思フベシ、

本日夕刻ニ至リテ高浪甚ダシク、晩ノ食事頃ニハ食器落テ破ニ至ル、依テ食盤ノ上ニ縄ヲ図ノ如ク張リテ、食事ヲナス(図略ス)、又本日ハ船ノ甲板上モ同ジク縄ヲ張り通行ノ便ヲ与フ、本日ニテ横浜ヲ発シテヨリ三十日ニナレリ、動揺ノ甚シキ本日ヲ以テ第一等トス、船將云フ、船ノ動揺モ先ヅ本日位ヲ以テ極度トスト、此辺ハ喜望峰ヨリ吹通ノ風力アリテ、如此ト云フ、

八月七日 晴天、本日同断風波益荒シ、昨晚ヨリ部屋ノ窓皆水中ニテ光ヲ失フ、甚困却ス、今ハ窓ドコロニ無之、甲板ヨリ打込塩水部屋ノ口ニ漂フニ至レリ、今日マデハ日本航海ノ風波ノ荒キ時ニ、別段替ル事ハナシト思ヒシガ、ドウデモ御本家ダケアリテ、此六十間余ノ大船モ、木ノ葉ノ如ク思ハレタレバ一首、

○高くに大海原の高浪を

こえ行く船は木の葉なりけり

夕刻船ノ前面ニ当リテ遙ニ陸地ヲ見ル、是則チ亜弗利加ナリ、七昼夜ニシテ初メテ山ヲ見ル、実ニ広キ処ナリ、爰ニテ一首ノ歌ヲヨメリ、

○かくばかり広き世なりと我しらば

せまき心はもたましものを

右ノ方に亜拉比亞ノ地方ナリトテ遙ニ見ヘタリ、昨年西公使ノ船ノ沈没セシハ此辺ノヨシ、是ヨリ段々風和ラギ亜拉比亞ト亜弗利加ノ間ノ瀬戸内ヲ通ル、此辺ニテ全ク地質ヲ一変シ、山ハ突兀トシテ一木ノ草木ナク、見ユル限ハ沙漠ニテ雨ハ一年ニ幾度ト外ハ降ラザルヨシ、故ニ草木ノ素立ザルモ尤モナリ、モウ是ヨリ先ハ海上モ至テ穩ノヨシ、昔我輩ノ江戸登ニ箱根山ヲ越タル時ノ心持致シタリ、本日午後三時亜丁ヘ着セシ処、香港辺コレヲ流行ノ聞ヘアリテ、彼地ヨリ来ル船ハ上陸ヲ許サズ、シカシ直ニ海岸近キ処ニ船ヲ懸シ故、望遠鏡ヲ以テ陸ヲ見レバ、土人皆駱駝ニ乗り或ハ車ヲ驢馬ニ引カセタリ、当夜七時ニ当港ヲ出船ス、

八月八日 晴天平和、此辺瀬戸内ナレドモ四方山ヲ見ズ、左右百里余モ有之由、

八月九日 晴天、毎日暑サ甚シク、昼夜惣身ニ汗ノ干ル間無之、実ニ困難ヲ究メタリ、

八月十日 同断記事ナシ、

八月十一日 晴天、本日少シク涼氣ヲ覚フ、

八月十二日 晴天、今朝ハ双方地方ノ見エル処ヲ通ル、万山草木ナクシテ鋸齒ノ如シ、実ニ目モ当ラン有様ナリ、是ヲ以テ見ル時ハ我が日本ナドハ至ル処、皆公園ナラザルハナシ、夕刻此辺ニテ二艘ノ沈没船ヲ見ル、我々ハ数千里ノ海上ヲ如斯安全ニ通行スルニ、如何ナル微運ノ人カスル風難ニハ逢シナラント、大

ニ心ヲ痛メタリ、

八月十三日 晴天、未明ニ蘇西ニ着ス、同処モ同ジク上陸ヲ許サズ、オマケニ廿四時間港ヨリ一里計ノ処ニ碇泊ス（「外国人モコレラハ余程恐イト見ヘタリ」）、陸ヨリ玉子・果物・鶏類ヲ売ニ来ル、本日日本ノ高松ト云フ処ニ火山破裂シテ四、五百人ノ死人有之由、新聞ニ有之ト話スヲ聞ク、右ハ七月十四日ノ事ナリトカ、左スレバ我々上海ヲ出発ノ日ニ当レリ、偕テ爰ニ一ツノ笑止ト云フハ、此船ニ新嘉坡ヨリ便セシ人ニ夫婦ト子供一人連レタル蘭人アリ、乗船三、四日ヨリ少シク言語異ル事モアリシ由、二三日終ニ大発狂トナリ、其妻ヲ責ルニ、其方ハイツモ色男計拵ヘテ甚ダ不埒千万ナリト、散々ニ打ツヤラ蹴ルヤラ、船ノボイナドモ酷イ目ニアワスルニヨリ、始終番付ニテ置シカド、船中ノ事故トウト本日捕縛シテ一室ニ入レタリ、夫マデハ妻モ涙ヲ流シナガラ船ノ甲板ニモ出オリシガ、搦メラレテヨリハ部屋ニ伏シテ泣キ居ル由、実ニ憾然ニ堪ヘズ、同人ワ病氣力又ハ外ニ何カ心配ノ事ニテモ有リタルカハ知ラ知ラネドモ、此炎暑中ノ航海ニハ間々氣違ノ出来、船ヨリ海ヘ飛込ミシ人、幾人モアリト船將物語セリ、船ニ嫌ヒノ人ハ是ニテ随分其困難ヲ思フベシ、

余リ日ノ長サニ本日魚釣始マリシ処、色々ノ小魚沢山釣レタリ、夫ニ珍ラシキ（龜おほなまづの鰐字）ハ 鱧 ノ大ナル者ニ、三疋頭ハレ出、船ヲ周リテ食ヲ求ム、其長サ二間

計モ有之、船中ヨリ鶏ノ死シタルノヲ投シニ、頭ヲ水面ニ出シテ之ヲ呑ム、実ニ心地悪シクナレリ、沈没セシ人ナドハ此様ヲ見テ殊更哀ニ思ハレタリ、

八月十四日 晴天、本日世界ニ有名ナル蘇西ノ堀割ヲ見ント未明ヨリ甲板ニ出タリ、五時ニ船ヲ発ス、一里計ニシテ堀割ノ口ニ至ル、堀割中ハ皆沙漠ニテ炎氣焼クガ如クナレドモ多年念望セシ工事ナレバ、暑ヲ忘レテ終日見物致、実ニ愉快ヲ極メタリ、此工事ヲ一見シテ大ニ有益ノ事ノミ多ケレドモ、是ハ別記ニ致

シ置キヌ、今晚一時ニ保塞ニ着（堀割ノ抜口ナリ）、暫時碇泊、石炭ヲ積ミテ夜ノ明ケ方ニ当港出船ス、（ボルトサイト）

八月十五日 晴天、本日最早地中海ニ出ヅ、先月ノ今頃ハ上海・香港ノ間ヲ通行セシカ、近日ニハ馬耳塞（マルセイユ）へ着船ト思ヘバ、実ニ愉快究ナシ、本日午後四垂歴山（アヒンツェン）へ着船セシ処、数百艘ノ端船来リテ、実ニ混雜ヲ究メ我先二人ヲ乗セント、其競争軍ヨリモ烈シク、頭ヲ打ツヤラ、鬪クヤラ、客人ノ蝙蝠傘ヲ打ち折リシ者三、四人ニ及ベリ、此開化ノ土地ニシテ如斯ノ乱暴ハ驚クニ堪タリ、横浜神戸ナド着船ノ時、宿屋ナド来ルナドハ物ノ葉ニモ無之、何方モ錢ハカセガナケレバ取レヌ者ト見ヘタリ、暫クシテ小舟ヨリ上陸、市中并ニ英国ト先年戦シ時破ラレタル砲台等ヲ見ル、市中ハ巴里ニ擬シテ拵ヘタル者トテ、余程立派ナリ、当港ハ港計ト思ヒシニ、当分ハ埃及ノ国王爰ニ居住セラレタル由ナレバ立派ナル筈ナリト初テ驚キタリ、五時ニ船ニ帰ル、今晚七時当港ヲ出船ス、

八月十六日 晴天、本日ハ朝ヨリ此日記ヲ書キ集メタリ、廿日ニハ馬耳塞へ着ノ由ナレバ、最早僅ニ跡四日ノ残日トナレリ、故ニ至テ僥略ナカラ、乱書シテ其荒増ヲ申遣セシニヨリ、両御姉様始メ御出ノ節、是ヲ御覽ニ入レ給ハリ、御銘々様へノ書状ハ御免ヲ蒙リ度候間、宜シク御取成頼入候也、

八月十七日 晴天、本日同ジク平和ニテ別段記事ナシ、昼過ヨリ井上殿・海江田殿・有村殿・田中・山田両氏等へノ書面ヲ認ム、

八月十八日 晴天、今朝夜明ケタレバ、久々振ニテ森々タル樹木ノ山ヲ見テ大ニ心ヲ慰メタリ、

八月十九日 晴天、既ニ明日ノ着船故、諸事ノ取マトメニテ大ニ混雜ヲ究メ、船モ久々振ニ我が国へ帰着ノ事故、新シキ船旗ヲ立テ替へ、或ハバッテーラヲ塗

替等、随分ノ騒ナリ、今日昼過、初代ナポレオンノ産シタル処ナリト云フ島ヲ見タリ、

八月廿日 晴天、未明馬耳塞着船シ、直ニ電報ヲ打チタリ、四十余日ノ航海ニハ随分退屈セシ故、其嬉シサ譬フルニ者ナシ上陸直ニゼネバト云フ、大ナルホテルニ参リ朝飯ヲ仕舞ヒ、公園市中ヲ見物夕刻帰宿、今晚同船セシ諸生ノ人々ヲ饗応セリ、是ニテ皆々別ル、トテ一首ノ歌ヲヨメリ、

○おのつから風もことなる異国の^(※)

学びのまどに心せよ君

八月廿一日 午前十時四十五分ノ汽車ニテ馬耳塞出發、

八月廿二日 午前四時五十分、目出度巴里ニコソハ着ニケレ、直ニ公使館へ参リ見シ処、皆々殿ヨリノ御手書相届居、誠ニ嬉シク飛ブガ如クニ走セ帰り披見致シ頓ト安心致候、磐梯山ノ焼ケタル事モ、新聞御遣給ハリ珍ラシク披見候、暫クハ船中ノ草臥ヤラ何ヤラ爰ニ滞留ノツモリナリ、余ハ跡ヨリ可申遣ト先ツ無事ノ一左右ノミ、早々頓首、目出度可祝、

八月廿二日

(次稿へつづく)

付記 翻刻文の校正作業は、令和七年度ミュージアムパートナー各位にご協力いただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

註

(1) 一連の資料は(一社)日本航空協会が、二〇一二年十月に作家・平木國夫氏より寄贈を受けたものである。平木氏は、民間航空黎明期の技師・伊藤音二郎に関する小説の執筆に際して収集したものとのことである。

(2) 奈良原繁関係資料については、表を参照のこと。

(3) 大正五(一九一六)年、秦蔵吉著、沖繩実業時報社刊行。著者は、小学校長として沖繩県に赴任した。奈良原県知事在職中、県庁学務課に勤務していた際に親睦を深めたとのことである。

(4) 『南島夜話』「系譜略記及官歴」では、奈良原の祖は嵯峨源氏からの系譜をたどる家系図があるが、「本藩人物誌」(『鹿児島県史料集(十三)』一九七三年、一〇五頁)によると、室町時代以前の系図を「不審ト相見候奉仕」となっている。また、川辺郡加世田七浦の地頭として島津忠良(日新公)に任せ、日向国飢肥にて戦死した長門守や、島津義弘の朝鮮渡航の際に、自力で渡海した忠心に対して恩賞を賜った喜左衛門が、助左衛門の祖先とされている。「御家傳并諸家由緒」(『鹿児島県史料―旧記雑録拾遺記録所史料二―』二〇一三年、二四頁)などによると、奈良原助八郎満は、永正五(一五〇八)年二月に逝去した島津忠昌を慕って殉死した。

(5) 「非職元老院議官奈良原繁海外巡回願ノ件」纂〇〇一四一〇〇〇〇
五 『明治二十一年公文雜纂』第三十七卷、宮内省 元老院 北海道庁 府 県(国立公文書館蔵)

※ 本稿は坂口洋幸・小野純子の共同で企画と検討を行った。資料調査および奈良原繁の略歴節・資料の構成節、翻刻文の校訂は小野が担当した。釈文の起草、注記整備、本文全体の統合・改稿ならびに校正への対応は坂口が担当した。最終原稿は両者が確認した。責任著者は坂口とする。

（さかぐち ひろゆき 本館学芸課学芸専門員）
おの すみこ 本館学芸課資料調査編集員）

(表) 奈良原繁関係資料

番号	資料名	年号	年	月	日	数	単位	差出人	宛所
1	(辞令) 勸農局事務取扱	明治	11	3	22	1	枚	内務省	奈良原繁
2	(辞令) 内務省御用掛	明治	11	3	22	1	枚	内務省	奈良原繁
3	(出張命令) 福島県下	明治	11	3	25	1	枚	内務省	奈良原繁
4	(出張命令) 福島県下	明治	12	5	26	1	枚	内務省	奈良原繁
5	(出張命令) 横浜	明治	12	9	18	1	枚	内務省	奈良原繁
6	(辞令) 任内務権大書記官	明治	12	10	7	1	枚	太政官	奈良原繁
7	(位記) 叙正六位	明治	12	12	17	1	枚	太政官	奈良原繁
8	(出張命令) 福島県下ヨリ中帰り中下総種畜場	明治	13	7	17	1	枚	内務省	奈良原繁
9	(辞令) 安積疎水掛長	明治	14	1	12	1	枚	勸農局	奈良原繁
10	(出張命令) 愛知県三河国	明治	14	3	14	1	枚	勸農局	奈良原繁
11	(出張命令) 福島県下	明治	14	4	21	1	枚	農商務省	奈良原繁
12	(辞令) 農商務権大書記官	明治	14	4	13	1	枚	太政官	奈良原繁
13	(出張命令) 下総種畜場	明治	14	6	23	1	枚	農商務省	奈良原繁
14	(辞令) 安積疎水掛長	明治	14	7	19	1	枚	農商務省	奈良原繁
15	(通知) 錦巻巻下賜(猪苗代疎水工事の功勞)	明治	14	12	10	1	枚	左大臣熾仁親王	奈良原繁
16	(出張命令) 農商務卿北海道巡回付随行	明治	15	6	10	1	枚	農商務省	奈良原繁
17	安積疎水通水式における式辞(三島通庸)	明治	15	10	1	1	枚	福島県令三島通庸	
18	(辞令) 任農商務大書記官	明治	15	12	9	1	枚	太政官	奈良原繁
19	(位記) 叙従五位	明治	16	2	3	1	枚	太政官	奈良原繁
20	(出張命令) 静岡県下巡回	明治	16	3	22	1	枚	農商務省	奈良原繁
21	(辞令) 任静岡県令	明治	16	12	15	1	枚	太政官	奈良原繁
22	(通知) 静岡県令月俸下賜	明治	16	12	15	1	枚	太政官	奈良原繁
23	勅書写(華族令)	明治	17	7	7	1	枚		
24	(辞令) 任工部大書記官	明治	17	9	27	1	枚	太政官	奈良原繁
25	(出張命令) 静岡県出張	明治	17	10	4	1	枚	工部省	奈良原繁
26	(通知) 木杯下賜(駿河国安倍郡失火罹災への寄附)	明治	17	10	28	1	枚	賞勲局	奈良原繁
27	(辞令) 補工部省三等出仕	明治	17	11	5	1	枚	太政官	奈良原繁
28	(位記) 叙正五位	明治	17	11	14	1	枚	太政官	奈良原繁
29	(辞令) 工部省非職	明治	17	11	15	1	枚	太政官	奈良原繁
30	(通知) 木杯下賜(鹿児島県暴風罹災への寄附)	明治	17	12	5	1	枚	賞勲局	奈良原繁
31	(通知) 在官俸給	明治	20	11	29	1	枚	大蔵省	奈良原繁
32	(通知) 木杯下賜(大坂府下洪水罹災への寄附)	明治	20	12	20	1	枚	賞勲局	奈良原繁
33	(辞令) 元老院議員	明治	21	7	4	1	枚	内閣総理大臣 黒田清隆	奈良原繁
34	(辞令) 勅任官二等	明治	21	7	4	1	枚	内閣総理大臣 黒田清隆	奈良原繁
35	(辞令) 非職	明治	21	7	4	1	枚	内閣	奈良原繁
36	『欧米巡廻記』	明治	21	7		1	冊		
37	(通知) 献上品の受領	明治	22	6	4	1	枚	皇后宮職	奈良原繁
38	(辞令) 任貴族院議員	明治	23	9	29	1	枚	内閣総理大臣 山県有朋	奈良原繁
39	大日本水産会会員章贈与証状	明治	24	4		1	枚	大日本水産会	奈良原繁
40	(辞令) 任宮中顧問官	明治	25	3	14	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
41	(辞令) 免貴族院議員	明治	25	5	11	1	枚	内閣	奈良原繁
42	(辞令) 任沖縄県知事	明治	25	7	20	1	枚	内閣総理大臣 松方正義	奈良原繁
43	日本赤十字社 正社員証書	明治	26	5	20	1	枚	日本赤十字社総裁	奈良原繁
44	(辞令) 日本赤十字社沖縄県委員長	明治	26	5	23	1	枚	日本赤十字社総裁	奈良原繁
45	「大婚二十五年祝典之章之記」 桐箱								
46	大婚二十五年祝典之章之記	明治	27	3	9	1	枚	賞勲局	奈良原繁
47	大婚二十五年祝典之章ヲ賜リタル者届出心得	明治	27	3		1	枚	賞勲局	奈良原繁
48	大婚二十五年祝典之章佩用式	明治	27	3		1	枚	賞勲局	奈良原繁
49	(表彰状) 平安遷都千百年記念祭	明治	28	7	20	1	枚	平安遷都千百年記念祭協賛会	奈良原繁
50	(通知) 被列華族	明治	29	6	5	1	枚	宮内省	奈良原繁
51	(通知) 下賜金壹万円	明治	29	6	5	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
52	(通知) 世襲財産構成	明治	29	6	5	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
53	(爵記) 男爵	明治	29	6	5	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
54	(位記) 叙従四位	明治	29	10	20	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
55	(感謝状) 軍用品献納	明治	30	6	1	1	枚	沖縄県知事奈良原繁	奈良原マス
56	(通知) 木杯下賜(鹿児島県下道路開鑿費寄附)	明治	31	1	25	1	枚	賞勲局	奈良原繁

番号	資料名	年号	年	月	日	数	単位	差出人	宛所
57	(勲記) 勲旭日小綬章(明治二十七、八年事件への尽力)	明治	31	3	31	1	枚	賞勲局	奈良原繁
58	日本赤十字社特別社員証書	明治	31	5	6	1	枚	日本赤十字社総裁	奈良原繁
59	(辞令) 兼任臨時沖繩県土地整理事務局長官	明治	31	7	28	1	枚	内閣総理大臣大隈重信	奈良原繁
60	(出張命令) 清国福州厦門地方	明治	32	10	18	1	枚	内閣	奈良原繁
61	(辞令) 陸叙高等官一等	明治	32	12	19	1	枚	内閣総理大臣山県有朋	奈良原繁
62	(辞令) 警察協会沖繩支部長嘱託	明治	33	5		1	枚	警察協会総裁西郷従道	奈良原繁
63	(位記) 叙正四位	明治	34	11	1	1	枚		奈良原繁
64	(通知) 一級俸下賜	明治	34	6	20	1	枚	内務省	奈良原繁
65	(通知) 木杯下賜(照国神社改築費寄附)	明治	36	12	25	1	枚	賞勲局総裁	奈良原繁
66	歌会始における詠進歌披露の通知	明治	38	1	19	1	枚	歌会始奉行	奈良原繁
67	(通知) 平和克復二付其管内官幣社へ勅使参向	明治	38	11	25	1	枚	宮内省	奈良原繁
68	(通知) 明治三十七、八年戦役恤兵費寄付の件	明治	39	2	26	1	枚	沖繩県知事奈良原繁	奈良原繁
69	(寄付) 明治三十七、八年戦役恤兵費	明治	39	2	26	1	枚	沖繩県知事	奈良原繁
70	(勲記) 勲一等旭日大綬章	明治	39	4	1	1	枚	賞勲局総裁	奈良原繁
71	帝国海事協会 特別会員証書	明治	39	4	9	1	枚	帝国海軍協会総裁	奈良原繁
72	(通知) 明治三十七～三十八年救護事業	明治	39	6	1	1	枚	日本赤十字社総裁	奈良原繁
73	(通知) 木杯一組下賜(管下旱害窮民救恤費寄附)	明治	40	1	19	1	枚	沖繩県知事奈良原繁	奈良原繁
74	(位記) 叙従三位	明治	40	5	20	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
75	(任命書) 貴族院議員	明治	40	12	10	1	枚	内閣総理大臣西園寺公望	奈良原繁
76	(通知) 金五百円賞与	明治	40	12	23	1	枚	農商務省	奈良原繁
77	(通知) 金三百円賞与	明治	41	3	31	1	枚	内務省	奈良原繁
78	(位記) 叙正三位	明治	41	5	11	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
79	(通達) 位一級被進	明治	41	5	11	1	枚	宮内省	奈良原繁
80	皇后陛下御詠歌 高崎正風写	明治	41	5	27	1	枚		
81	(通達) 錦鶏間候被仰付	明治	41	7	1	1	枚	宮内省	奈良原繁
82	御歌写頒布に付 松方社長演述	明治	41	9		1	枚		
83	帝国海軍協会特別会員徽章	明治	42	1	13	1	枚	帝国海軍協会総裁	奈良原繁
84	帝国海事協会特別会員推薦書	明治	42	1	13	1	枚	帝国海軍協会理事長	奈良原繁
85	領票ノ写並領票記入ノ心得	明治				1	枚		
86	大礼記念章之証	大正	4	11	10	1	枚		奈良原スカ
87	下賜品目録(大正天皇即位礼)	大正	4	12	11	1	枚	宮内大丞官房	奈良原繁
88	(感謝状) ラサ島燐礦株式会社相談役	大正	7	5	6	1	枚	ラサ島燐礦株式会社株主	奈良原繁
89	(位記) 叙従二位	大正	7	8	14	1	枚	宮内大臣	奈良原繁
90	(通達) 位一級被進	大正	7	8	14	1	枚	宮内省	奈良原繁
91	奈良原繁葬儀写真	大正	7	8		1	枚		奈良原繁
92	(感謝状) 鉄道五十年祝典	大正	10	10	14	1	枚	鉄道大臣	奈良原繁
93	韓国併合記念章之証	大正	元	8	1	1	枚	賞勲局	奈良原繁
94	梁得功・蔡徳昌らによる送別の漢詩				2	11	6	枚	奈良原繁
95	奈良原繁葬儀写真						1	枚	奈良原繁
96	奈良原繁葬儀写真						1	枚	奈良原繁
97	奈良原繁作歌						1	枚	奈良原繁
98	奈良原繁作歌						1	枚	奈良原繁
99	時子作歌						1	枚	時子
100	奈良原家墓所写真						3	枚	奈良原繁
101	奈良原三次関連写真						1	枚	奈良原三次
102	生麦事件冊子、新聞コピーなど						7	点	
103	奈良原繁ポートレート						1	枚	奈良原繁
104	勲功章の漆塗り箱						1	箱	
105	婦人肖像画						1	枚	
106	婦人肖像画						1	枚	
107	時子作和歌						1	枚	
108	漆塗りの箱						1	箱	
109	和歌 短冊						209	点	
110	俳句短冊						49	点	